

事務連絡
令和5年3月22日

都道府県
各市 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人担当課（室）御中
特別区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続について

平素より、社会福祉法人制度及び社会福祉連携推進法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえた各法令の規制の見直しに当たり、社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）関係の手続について、下記のとおりといたしますので、その旨周知いたします。

所轄庁におかれては、趣旨についてご了知いただき、管内法人に対する周知のほどお願い申し上げます。

記

社会福祉法人等の以下の書類について、電磁的記録で作成するとともに、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体を添付する形で行うことを基本とされたいこと（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等において公表している場合にはこの限りではない。）。

- ・ 計算書類等（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の32第3項及び第4項（法第138条において準用する場合を含む。））
- ・ 財産目録等（法第45条の34第3項（法第138条において準用する場合を含む。））
- ・ 会計帳簿（法第45条の25）
- ・ 評議員会の議事録（法第45条の11第4項）

- ・ 評議員会の決議の省略に係る議事録（法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 194 条第 3 項）
- ・ 理事会の議事録等（法第 45 条の 15 第 2 項及び第 3 項）
- ・ 清算人会の議事録等（法第 46 条の 20 第 2 項及び第 3 項）
- ・ 清算法人の貸借対照表等（法第 46 条の 26 第 2 項）
- ・ 吸収合併契約に関する書面等（法第 51 条第 2 項及び法第 54 条第 2 項）
- ・ 新設合併契約に関する書面等（法第 54 条の 7 第 2 項）
- ・ 吸収合併に関する書面等（法第 54 条の 4 第 3 項）
- ・ 新設合併に関する書面等（法第 54 条の 11 第 3 項）
- ・ 社会福祉連携推進方針（社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 11 月 12 日社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」第 4 の 10（1）③）
- ・ （資金）収支予算書を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、（資金）収支予算書

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871